

我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会の設置について

1.設置趣旨

- 各国政府は、成長の源泉としてのイノベーションを促進するための環境整備に大きな政策努力を傾注しており、グローバルにイノベーション拠点の立地競争が生じている。
- イノベーションは、研究、開発、事業化、産業化といった様々なフェーズを経て初めて実現するものであり、技術の社会実装により市場を獲得し、その果実を再投資していく「イノベーション循環」が重要。そのため、各国政府はイノベーションのフェーズに応じて様々な政策措置を講じており、我が国も一層の対応を検討する必要がある。
- 我が国においては、民間企業がイノベーションの中核的な役割を担っており、研究開発から事業化・産業化までそれぞれフェーズにおいて適切なインセンティブ設計を行い、民間企業の意志決定プロセスに効果的に働きかけていくことが重要と考えられる。
- また、ミッション指向型のイノベーション政策が諸外国で進展し、我が国においても社会課題の解決に向けたイノベーション政策の重要性が増す中、民間企業のこうした重点技術分野への投資を促していく仕組みの構築についても検討の必要がある。
- 以上の観点から、我が国のイノベーション拠点としての魅力向上により国際競争力を強化し、民間企業によるイノベーションへの資金循環を促進するために必要な施策を検討することを目的として、我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2.実施方法

- 研究会の構成員は、資料2のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができるものとする。

【その他】

- 研究会の庶務は、経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課において処理する。